

令和7年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会 会議録

- 1 開催日時 : 令和8年3月18日(水) 午前10時00分から午前11時00分まで
- 2 開催場所 : 木更津市役所駅前庁舎 防災室・会議室
- 3 出席者 :
 - 1) 協議会委員 : 斉藤 高根、◎杉山 孝、地曳 昭裕、金子 一夫、○石井 恵一、山口 守弘、安藤 生男、野中 幸一、山中 彰、小倉 秋男、高浦 芳一、吉村 直美
(* ◎ 会長、○ 副会長)
(欠席委員 : 田中 啓司、山口 芳明、長谷川 博、小原 敦)
 - 2) 木更津市 : 渡辺 芳邦 市長
大岩 房之 経済部部長
 - 3) 事務局 : 経済部農林水産課 磯部 光治 課長、畑野 高広 農林調整係長、野口 達男、石渡 敏浩
- 4 次第 :
 - 1) 開 会
 - 2) 市長挨拶
 - 3) 議 事
 - ① 協議会委員の変更について
 - ② 市内の農用地区域の状況について
 - ③ 長須賀地区の農振除外の状況について
 - 4) 閉会
- 5 公開非公開の別 : すべて公開
- 6 会議内容 : 以下のとおり

司会 お待たせいたしました。

(畑野係長) 定刻となりましたので、只今より令和7年度木更津市農業振興地域整備促進協議会を開会させていただきます。

本日は、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます農林水産課の畑野でございます。はじめに、委嘱状の交付をさせていただきます。

この度、皆様には木更津市農業振興地域整備促進協議会委員をお願いすることになりました。任期は、令和8年3月16日から令和10年3月15日までの2年間でございます。本来であれば、渡辺市長から直接、委員の皆様にご委嘱状をお渡しすべきところですが、時間の都合により、自席に置かせていただきましたので、ご確認をお願いします。

委嘱状のご確認は、よろしいでしょうか。もし、お名前等に誤りがございましたら、お手数ですが、事務局までお申し出ください。

それでは、はじめに、渡辺市長からご挨拶申し上げます。

渡辺市長

皆様、おはようございます。市長の渡辺でございます。

本日は、お忙しい中、令和7年度木更津市農業振興地域整備促進協議会にご出席をいただきまして、誠に有り難うございます。

委員の皆様には、日頃より、市政各般にわたり、ご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

また、今回の委員改選にあたり 委員へのご就任をお願いいたしましたところ、ご快諾をいただき、重ねてお礼申し上げます。

さて、農業を取り巻く環境は、生産コストの上昇、米価の高止まり、耕作放棄地の増加、担い手不足など様々な課題を抱えております。

これらへの対策が急がれる中、本市では、農業の持続可能な発展に向け、地域農業の将来像を示す「地域計画」の策定を進めております。

また、来月には、新規就農者の育成・支援・確保を目的とした、「農業支援センター」が開設されます。

今後は、同センターとの緊密な連携のもと地域農業を支える生産基盤の強化を図ってまいります。

さらに、生産者やJA木更津市・関係者の皆様のご協力のもと、推進している「学校給食提供に向けた有機米生産プロジェクト」につきましては、本年度で7年目を迎え、着実に収量が増加しております。

令和7年産 においては、99.6tの玄米を出荷いただき、市内小中学校の給食に96日間、62.9%にあたる米飯給食を提供できる予定でございます。

今後も、地産地消を応援する取組を積極的に推進し、木更津産農産物の付加価値向上に向けた取組を進めるとともに、関係機関と連携しながら推進することで、本市農業のさらなる発展につながるよう、取り組んでまいります。

委員の皆様には、引き続き、それぞれのお立場から忌憚のないご意見・ご指導をいただき、変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞ、よろしくお願いいたします。

司会

それでは、議事に入ります前に事務局から一点ご連絡させていただきます。

(畑野係長)

本日の協議会につきましては、「木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第3条」の規定によりまして、会議は原則、公開とされておりますことから、本協議会も公開とさせていただきます。

会議傍聴者の受付をいたしましたところ、傍聴希望者はございませんでした。

次に、本日は委員が変わられて、初めての協議会となります。

本日 ご出席いただいている 委員の皆様は再任をいただいておりますが、あらためて、委員のご紹介及び出席職員の紹介をさせていただきます。

まず初めに、市議会議員の委員です。斉藤 高根様でございます。

斉藤委員

おはようございます。よろしくお願いいたします。

- 司会(畑野係長) 続きまして木更津市農業委員会の委員の方々です。杉山 孝様でございます。
- 杉山委員 杉山です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 地曳 昭裕様でございます。
- 地曳委員 地曳です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 金子 一夫様でございます。
- 金子委員 金子です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 続きまして、農業関係団体等の役職員の委員です。木更津市農業協同組合の石井 恵一様でございます。
- 石井委員 石井です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 同じく、山口 守弘様でございます。
- 山口委員 山口です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 千葉県農業共済組合の野中 幸一様でございます。
- 野中委員 野中です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 小櫃堰土地改良区の山中 彰様でございます。
- 山中委員 山中です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 武田堰土地改良区の小倉 秋男様でございます。
- 小倉委員 小倉です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 浮戸川沿岸土地改良区の高浦 芳一様でございます。
- 高浦委員 高浦です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 最後に、千葉県君津農業事務所の吉村 直美様でございます。
- 吉村委員 吉村です。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) なお、本日は、木更津市富岡土地改良区の田中 啓司様、木更津市椿土地改良区の山口 芳明様、木更津市園芸振興協議会の長谷川 博様、そして、木更津市酪農組合の小原 敦様が欠席となっております。
- 次に、市の出席職員でございます。
- 司会(畑野係長) 経済部長の大岩でございます。
- 大岩部長 経済部長の大岩でございます。本日は、よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 経済部農林水産課長の磯部でございます。
- 磯部課長 農林水産課長の磯部でございます。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 農林水産課農林調整係長の畑野でございます。よろしくお願いいたします。
- 野口 農林水産課の野口でございます。
- 野口 農林調整係事務局の、野口でございます。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 同じく農林水産課の石渡でございます。
- 石渡 石渡でございます。よろしくお願いいたします。
- 司会(畑野係長) 以上でございます。
- 大変申し訳ございませんが、市長は公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。

〈渡辺市長退席〉

司会
(畑野係長) 続きまして、皆様に、お配りいたしました資料の確認をお願いいたします。
1点目が、資料1として本日の「次第」と「委員名簿」、「座席表」、「関係規約」をひと綴りにした資料でございます。
2点目が、資料2「市内の農用地区域の状況について」
3点目は、資料3「長須賀地区の農振除外の状況について」でございます。
よろしいでしょうか。
資料等の不足がございましたらお申し出ください。
また、本日の会議につきましては、「議事録作成システム」を使用いたします。
発言の際は、配置してありますマイクの中央のボタンを押して、赤いランプが点灯している状態で、マイクに向かってご発言ください。
ご発言が終了しましたら、もう一度 ボタンを押して、赤いランプが消えている状態となるようお願いいたします。
それでは、これより議事に入らせていただきます。
議長につきましては、会長が選任されるまでの間、磯部課長が仮議長を務めさせていただきます。 よろしくをお願いいたします。

仮議長
(磯部課長) それでは、議長が選任されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。
これより、令和7年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会の議事を進行させていただきます。
本日の出席委員は、定数16名中12名であり、過半数を超えておりますので、木更津市附属機関設置条例 第6条第2項の規定により、会議は成立しております。
まずは、議事(1)の協議会委員の変更について議題に供します。
会長、及び副会長の選任につきましては、木更津市附属機関設置条例第4条第1項の規定により、委員の互選によってこれを定める、となっておりますが、いかがでしょうか。

〈「事務局一任」の発声あり〉

只今、事務局一任とのお声がありましたでしょうか。

〈意見なし〉

それでは、事務局からの案はありますか。

事務局
(石渡) はい。
会長につきましては、木更津市農業委員会の会長であります、杉山 孝委員に、会長をお願いできないかかご推薦いたします。
また、副会長につきましては、木更津市農業協同組合の常務理事でございます、石井 恵一委員に副会長をお願いできないかご推薦いたします。

仮議長
(磯部課長) 只今、事務局より、杉山 孝委員を会長に、石井 恵一委員を副会長に推薦したいとの提案がございましたが、他に意見はございますか。いかがでしょうか。

〈「異議なし」の発声あり〉

仮議長 (磯部課長) 異議なしとのことですので、会長は、杉山 孝委員、副会長は、石井 恵一委員が選出されました。

なお、木更津市附属機関設置条例第6条第1項により、会長が議長を務めることと規定されておりますので、これをもちまして仮議長の任を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

恐れ入りますが、杉山 孝委員は議長席へご移動の程お願いいたします。

議長 (杉山会長) 会長を務めさせていただくことになりました杉山でございます。

木更津市の農業が、発展していくよう、皆様のご協力をいただきながら、努めてまいりたいと考えております。

また、この後の、スムーズな議事の進行にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

はじめに、「木更津市審議会等の公開に関する条例施行規則第6条」の規定により会議録は、その内容を審議会等で指定した者の確認を得ることになっておりますので、会議録署名人を指名させていただきます。

本日の会議録署名人については、地曳委員にお願いできますでしょうか。

地曳委員 わかりました。

議長 (杉山会長) よろしくお願ひします。

それでは、議事(2)「市内の農用地区域の状況について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 (石渡) はい。議長。

事務局の、石渡でございます。

それでは議事(2)の「市内の農用地区域の状況について」ご説明させていただきます。

まずは、資料2の一番最後のページ、11ページのA3版の図面をご覧ください。

この図面は、平成22年に農業振興地域整備計画の全体見直しを行った際に作成した概要図でございます。図面の中で、赤く着色してある区域は、主に市街化区域で、農業振興地域の対象外となっております。それ以外の、緑と白の部分が農業振興地域となり、このうち緑の部分が、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業用途に利用することの制限がかかっている農用地区域となっております。

今日現在の木更津市内の農業振興地域の面積は、9千999ha。このうち緑の農用地区域は、約1千514haとなっております。

赤い矢印の引き出し線で表示している箇所が平成22年以降に農用地区域から除外した箇所でございます。

このうち、黄色で着色してあるタグの箇所は、前回、令和6年1月28日開催の、令和6年度の協議会でご説明させていただいた以降に除外を行った箇所です1件となります。

その除外の概要でございますが、矢那の土地につきまして、令和4年12月22日付で法務局から市農業委員会へ地目変更登記に係る照会があり同年12月27日農業委員会が現地確認を実施。

農地法第2条第1項に規定する「農地に該当しないもの」として令和5年1月10日付けで「非農地」とされた面積、約5,150㎡を除外してあります。

事務局
(石渡)

6ページをご覧ください。2ページから6ページは、平成22年度からの除外や編入といった重要な変更を記載している一覧表となり、その最後のページでございます。

図面で説明した除外につきましては、一番下の、受付時期がR7-07末の欄となります。

また、この表の一番下から2行が、平成22年からの除外及び編入を集計したものであり、除外が33件、面積で約6.0ha、編入が1件、約2.5haとなっています。

つづきまして、10ページをご覧ください。7ページから10ページまでは、農用地区域からは除外することなく、農業用の目的で利用する施設の用地に用途区分を変更した、軽微変更の一覧となります。本年度はございません。

私からは、以上でございます。

議長
(杉山会長)

事務局からの議事(2)の説明が終わりました。

質問等ありましたらお願いいたします。はい、斉藤委員。

斉藤委員

農業委員会にお尋ねしますが、意見照会の際に農振の除外申請があり、審査の後に除外が認められなかったようなケースがあったか、最近のものでいいので伺います。

議長
(杉山会長)

それについては農業委員会ではなく農林水産課になりますので、農林水産課に回答をお願いします。

事務局
(畑野係長)

除外申請につきましては、農林水産課で受付後、農業委員会や土地改良区などの関係団体に意見照会をしておりますが、それに対して反対となった回答はありません。

議長
(杉山会長)

他にありませんか。

ないようなので、次に、議事(3)「長須賀地区の農振除外の状況について」を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局
(石渡)

はい。議長。

議事(3)の「長須賀地区の農振除外の状況について」

ご説明させていただきます。

本日 ご出席いただいている委員の皆様につきましては再任でございますが、あらためまして、概要と現状についてご説明いたします。

資料3の、14ページ、位置図をご覧ください。

長須賀地区の農振除外の計画地の位置でございますが、国道16号のレンタル建機のアクティオとラーメン山岡家の間の東側の農地で、図面の中で赤に着色した区域でございます。

15ページをご覧ください。計画地周辺の地番地目を表示した公図の写しとなります。赤枠が計画区域で、面積は約4.6ha、このうち、含まれる農地が約3.9ha、農振農用地区域は、約3.4haです。

16ページをご覧ください。土地利用計画図となります。

計画地の中で、北側に建築面積が約1.3haの店舗建物、南側と西側に520台の駐車場を配置する計画です。

17ページをご覧ください。建物の立面計画図で、低層な建物で、周辺への通風や日影に影響が少ないものとなっています。

事務局
(石渡)

1ページにお戻りください。これまでの経緯経過の概要について、1ページから順を追って説明してまいります。

木更津市長須賀地区への(仮称)コメリパワー木更津店の出店に関しては、平成16年に木更津市に出店計画の相談があり、既に20年以上が経過しております。

相談があつてから、農振除外に向けた相談・協議を積み重ね、農業振興地域の整備に関する法律において農用地利用計画を変更する場合に同意が必要となる千葉県や、農地法において4haを超えて農地転用する場合に協議が必要となる国から「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく平成22年当時の、除外5要件に対する厳しいご意見等をいただき、協議が進展していない状況が続きました。

そのため、平成30年10月10日に、当時の千葉県農林水産部長に対して、森県議同席の下、渡辺市長が直接、協議の進展が図られるよう要望を行ったところ、県からは平成22年に一度協議した国(関東農政局)から非常に厳しいご意見・ご指摘をいただいております、未だ農振除外5要件を満たすことができていないため、同意は厳しい旨の回答をいただきました。

この段階では、先程説明した赤く着色した計画区域の周辺も含めて、現在よりも広い約6haの範囲で計画されておりましたことから、その後、同年10月24日に、事業者であるコメリに対して、県への要望時の概要を報告するとともに、農振除外に含まれる農地の面積を4ha未満に計画を見直し、国との協議が不要とすることができないか依頼したところ、同年12月10日に、事業者として農振除外に向けた協議の進展が図られるのであれば、事業計画を4ha未満に見直すことを社内決定した旨の回答をいただきました。

こうした市・事業者で協議を重ねた結果を踏まえ、農地転用及び農振除外面積を国との協議が不要な4ha未満に事業計画を見直すこととなりました。

続けて、2ページ目をご説明いたします。

令和2年8月7日に開催した、「令和2年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会」において、計画の概要や施設に雇用される従業員に占める農業従事者の割合を3割以上とする、農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設として計画していることを説明し、農振除外に向けた申請手続きを進めることのできることを了承をいただきました。

その後、事業者において地権者の同意取得等の申請書作成作業を進め、令和3年9月30日に市に対して「農業振興地域整備計画重要変更願」の提出があり、市は変更願の提出を受け、農業委員会をはじめとした関係機関等の意見照会の後、令和4年1月28日付けで千葉県に事前協議書を提出し、県からの確認事項問合せに随時回答を行ったところ、令和5年2月8日に、千葉県知事から事前協議の同意をいただいたものでございます。

県の事前協議の同意後は、8ページから10ページにお示ししているとおりでございます。

事務局
(石渡)

事前協議の同意後、令和5年2月には、コメリ、都市政策課等関係各課による地区計画策定に向けた打合せを開始しております。

同年6月には、敷地の出入口に関して「変更したい」との相談がありましたが、県の同意を得ている事前協議への影響の可能性をコメリに対して指摘しております。

さらに、7月にも国道への接道に関しコメリ側から変更案が提議されましたが、これらは、事前協議では計画されていた農振農用地の一部が除外になるものであったことから事前協議のやり直しの可能性、長須賀地区での事業計画が厳しくなること等指摘しております。

9ページをご覧ください。

ご覧のとおり、令和5年末以降もその時点の進捗状況や問題点（課題）を確認しており、コメリから得られた情報は、産業振興課や都市整備部各課など関係各課と情報の共有を図っております。

この中で、たとえば令和6年5月7日の記録にあるように、事前協議に抵触する可能性のある申し出につきましては、事前協議申請における計画を優先すること、事前協議のやり直しの可能性にもつながりかねないことを説明しています。

また、令和7年2月21日には、直前の1月に開催された本協議会において指摘された事業計画の遅れと合わせて、農振の全体計画の見直しにも触れ、懸念を伝えております。

10ページをご覧ください。

令和7年5月22日に一部の土地所有者との連絡は取れたものの、新たに、別の土地所有者との問題が判明しています。

同年7月には、設計業者も含めコメリ側と、市の都市整備部各課・産業振興課、農林水産課を集めコメリ出店に向けた打合せを行いました。計画がほとんど停滞していることがわかったため、難航している用地交渉を少しでも進めるよう指示をしました。

同年10月には、コメリから「農振除外の変更を検討」の申出がありましたが、県に確認（問合せ）をするにも「図面などの具体的な資料が必要である」と説明しましたが、早急な対応はいただいております。

そして、同年11月12日には、コメリと地元地権者の代表が市長との面談しております。内容は、仮に事業計画を変更して事前協議等が「修正」となった場合の市の協力を求めるものでありましたが、これまでのご説明のように、市の関係各課はコメリの事業計画を少しでも前に進めるための指摘等を行ってきていることと、今後もコメリの出店に関しては協力はするが、仮に「新たに申請」ということになると、農振法だけでなく、都市計画法上もかなり厳しいものとなることなど、あらためてコメリには伝えております。

このように、令和5年2月8日の事前協議の同意以降、地区計画の策定作業など、3ページにお示しする工程を進めるべく市の関係各課は対応してまいりましたが、さる2月27日、事業者から、計画区域内の道路の取り付け等につきまして、変更したい旨の申出がございました。

事務局 (石渡) その内容につきましては、事業者内ではまだ決定しておらず、正式な図面もありませんので、本日皆様にお示しできる図面等の情報がないことにつきまして、ご容赦いただきたいと思います。

仮に、変更が正式に決定した場合、令和5年2月の県からの事前協議の同意がやり直しとなる可能性もあります。

詳しい内容につきましては、決定次第、皆様にお伝えできればと存じます。

なお、11ページに、平成22年当時の農振除外5要件を掲載してございます。

足早な説明でございましたが、私からは、以上でございます。

議長 事務局からの議事(3)の説明が終わりました。

(杉山会長) 質問等ありましたらお願いいたします。はい、斉藤委員。

斉藤委員 今回の説明でははっきり申し上げて何を言っているのかわからない。

まず、わかったことは、土地買収が進まないために計画変更をしなければならないということはわかりました。その土地の買収ができない箇所はどこなのかお示しできますか。

事務局 こちらのにつきましては、16ページの平面図でご説明いたします。

(磯部課長) コメリの計画区域が赤い点線で示されておりますが、この北東の角地になります。

この箇所は、農振農用地ではない土地ですが一筆ございます。この道路の拡幅・隅切りを作る際にその土地が関わっておりまして、その地権者と用地交渉において難航していると聞いております。

斉藤委員 土地買収が済んでいないところは農振農用地ではないということですね。農振農用地区域内の土地については、買収もしくは何らかの約束が済んでいると。ならば、どうしてこの計画が前に進まないのか理由を説明してください。

事務局 こちらのにつきましては、県から事前協議の同意をいただいた際の土地利用計画図に含まれており、その形で計画を進めるためにも、土地の地権者の同意が得られない中では、事前協議の同意を得た時の形では進められないと聞いております。

斉藤委員 農振農用地でなく、その地区外の土地の買収が進まないとのことだが、何の法律でこの土地を買収して、道路の拡幅をしなければいけないのか。どうして、そこまで事業者の手によって延長されなければならないのか、法的な裏付けを教えてください。

事務局 こちらの関しましては、開発に係る技術基準によることになり、都市計画法などに規定されてよるものと聞いております。

それによりますと、この箇所については隅切りを設置しなければならないとされていることが開発行為の許可をする上で必要だと聞いております。

斉藤委員 県の事前協議は済んでいるが、市の都市計画に準じてやると、この用地買収は、業者がやって市道に編入させると。要するに、障害となっているものは市の都市部ということにならないか。20年以上の時間がかかっているこの事業を、何とか市が協力してやってくれないかというのが私たちの気持ちである。農林水産課に言うことでは

斉藤委員 ないが、ぜひ都市部に助言をしてもらいたい。

事務局 斉藤委員のご意見を踏まえまして、庁内でも、計画が前進するよう協議を重ねてま
(磯部課長) いります。

議長 他にございませんか。はい、高浦委員。

(杉山会長)

高浦委員 昨年の2月の時点で本協議会から指摘したことは9ページの下にあるとおりだが、まさに斉藤委員からご指摘があったように、10ページのおもな内容を見ると、行政側からの積極的なアドバイスがなされていないのではないかと。平成16年に本計画が持ち上がった当初から行政は受け身の姿勢で、優しい対応がされていないのではないかと。特に感じるのは、10ページの令和7年5月22日の内容で、「地権者との同意が口約束だった」とあるが、現実はどうだったかもしれないが、「口約束ではいけない」「仮契約をした方がいい」というような説明をしていなかった結果ではないのか。「このような結果になったのは、コメリ側の責任。行政には責任がない」ともとれるような印象を受ける。

さらに、10月15日の内容は、コメリから示された変更提案に対して、農林水産課は「図面等を以って具体的に（変更箇所を）示す必要がある」と。たしかにそうかもしれないが、何が問題で、コメリが事業計画をどう変更しなければならないのかなど、適切に指導してあげるべきではなかったのではないかと。

斉藤委員が「説明している内容がわからない」とおっしゃるように、私もわからない。適切な説明不足を感じます。コメリがこの数年間築き上げてきた企業としての考え方や、やろうとしている内容、地元の意見を踏まえて、これらが現実のものとなるように、優しい説明をしてあげられたらよいのかなと思います。

来年の協議会でも（コメリの案件については）ほとんど進展していない、挫折しているような説明になることが予想されます。

もっとコメリの本意を受け止めて指導してあげた方がいいんじゃないかと。特に都市計画上は厳しいものであるとの言い方だが、その厳しいものが何であるのかコメリによく説明してあげて、少しでも前進するようにしてあげることが、市のためにも、地域のためにもよろしいのではないかと思います。

事務局 貴重なご意見をありがとうございます。

(磯部課長) 委員のご意見を踏まえまして対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

議長 はい、斉藤委員。

(杉山会長)

斉藤委員 今回の高浦委員のご意見で「市の対応」というお話があったんですけども、私が知りえたことを申し上げますと、コメリと（隅切り箇所の、以前の）地権者との口約束についてはかなり確実にできていたようです。口約束ではあるものの、もしその方がご存命であったら、工事は進んでいたのかなと思いますが、突然亡くなられて相続が

斉藤委員 発生し、その相続した人とのコメリとの話ができていなかったということで停滞してしまっただけです。

このままでいるよりも、事前協議を白紙にして別の場所を買収できるような土地を探して事前協議をやり直した方が早いのかなど。高浦委員がおっしゃるように、来年も同じような説明をされて「いつまでたってもできない」ということになってしまふ。これら交渉に係る時間を比較したうえで、ここまで来た以上、コメリに協力してあげたらいいのかなと思います。

これは、コメリ案件に対する要望であり、回答は要りません。

議長 他にありませんか。はい、地曳委員。

(杉山会長)

地曳委員 農林水産課に確認したいんですけど、この協議というのは12ページにある5要件が満たされている内容を話し合う会議ですよ。

事務局 委員のおっしゃるとおりでございます。

(磯部課長)

地曳委員 であるならば、コメリの案件については、産業振興課がリードをとってコメリと折衝する案件ではありませんか。それとも、農林水産課ですか。その確認をしたい。

事務局 委員のおっしゃるとおりでございます。産業振興課が全体の窓口をやっていく中で、都市政策課や農林水産課など関係各課と協議を進めているところであります。

(磯部課長)

地曳委員 であるならば、この席に産業振興課の職員がきて、計画がなかなか進まない状況を説明すべきではありませんか。事業計画のすべてを審査するわけでもなく、細かな点を知らない農林水産課が他の課に配慮して説明するのはかなり厳しいものがあると思います。説明する内容を整理して、経済部内の調整を図って本協議会で発言してもらったらどうでしょうか。農振の協議会だからといって農林水産課だけでなく、それ以外の関係課の人に説明してもらった方がいいと思います。

ぜひ、前向きに検討してください。

議長 はい、大岩部長。

(杉山会長)

大岩部長 地曳委員のおっしゃるとおりだと思います。

たしかに、コメリの関する窓口は産業振興課でありますし、私も直接指示を出しているところであります。

昨年も本協議会に出席した際に斉藤委員や高浦委員からいろいろなご意見をいただいた中で、コメリの計画を推進しなければという思いの中で、私が直接コメリに電話したこともあります。

コメリの事業計画につきましては、必要であれば産業振興課や都市政策課など関係課が出席してご説明ができるような体制を整えてまいりたいと存じます。

議長
(杉山会長) 他にありませんか。

〈挙手なし〉

ないようですので、議事はここまでとなります。

次に、(4) その他といたしまして、事務局から何かありますか。

事務局
(石渡) 特にありません。

議長
(杉山会長) 事務局からは「ない」とのことですが、委員の皆様からは何かございませんか。

〈挙手なし〉

何もないようですので、以上ですべての議事は終了しました。

これをもちまして、議長の職を解かせていただきます。

スムーズな進行にご協力いただきましてありがとうございました。

進行を事務局にお返しします。

司会
(畑野係長) 杉山 会長 有難うございました。

また、委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきましてありがとうございました。

これをもちまして、令和7年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(11時00分終了)

令和7年度木更津市農業振興地域整備促進協議会の内容について、上記のとおり確認します。

令和8年 4月 10日

木更津市農業振興地域整備促進協議会 (署名)

地曳昭彦

令和7年度 木更津市農業振興地域整備促進協議会
(出席者名簿)

<順不同/敬称略>

【ご出席委員】

委員	齊藤 高根	木更津市議会建設経済常任委員会 委員
◎委員	杉山 孝	木更津市農業委員会 会長
委員	地曳 昭裕	木更津市農業委員会 会長職務代理
委員	金子 一夫	木更津市農業委員会 委員
○委員	石井 恵一	木更津市農業協同組合 常務理事
委員	山口 守弘	木更津市農業協同組合 理事
委員	安藤 生男	木更津市農業協同組合 理事
委員	野中 幸一	千葉県農業共済組合 副組合長
委員	山中 彰	小櫃堰土地改良区 理事長
委員	小倉 秋男	武田堰土地改良区 理事長
委員	高浦 芳一	浮戸川沿岸土地改良区 理事長
委員	吉村 直美	千葉県君津農業事務所 所長

【ご欠席委員】

委員	田中 啓司	木更津市富岡土地改良区 理事長
委員	山口 芳明	木更津市椿土地改良区 理事長
委員	長谷川 博	木更津市園芸振興協議会 副会長
委員	小原 敦	木更津市酪農組合 組合長

【木更津市/事務局】

木更津市	渡辺 芳邦	木更津市長
木更津市	大岩 房之	木更津市経済部長
事務局	磯部 光治	木更津市経済部農林水産課長
事務局	畑野 高広	木更津市経済部農林水産課 係長
事務局	野口 達男	木更津市経済部農林水産課 会計年度任用職員
事務局	石渡 敏浩	木更津市経済部農林水産課 主任主事

*◎は促進協議会会長、○は促進協議会副会長